

## 日中一時支援事業について

「日中一時支援事業」は、障害のある方を介護等する方がいない場合に日中における活動の場を確保し、一時的に見守り等の支援を行うサービスです。障害者総合支援法に基づく短期入所は宿泊を伴う利用、「日中一時支援事業」は宿泊を伴わない利用（日帰り）に、それぞれ利用できる方法が区別されています。

「日中一時支援事業」をご利用いただく場合には、事前に障害者福祉課にご申請いただき、支給決定を受けていただく必要があります。支給決定が済んだ方には利用者証を交付いたします。ご利用の際には必ず利用者証を施設に提示してください。

### 事業の対象者

日中一時支援事業をご利用いただけるのは、登録施設が受け入れることのできる障害のある方に限られます。各施設の利用対象種別は裏面の「利用できる施設」に記載してあります。

### 利用目的

事業を利用する目的について特に限定はありません。

### 利用方法

直接、登録施設にご連絡いただき、空き状況を確認してください。施設との調整が付けば、支給決定回数の範囲でご利用いただくことができます。サービスの支給決定回数は月7回までです。

### サービス利用料

「日中一時支援事業」をご利用した場合、利用した施設に利用時間と障害種別に応じた利用料をお支払いいただきます。障害種別についてはお手元の利用者証に記載がありますのでご確認ください。ただし、この利用料に加えて施設ごとに異なる実費負担（食費など）がかかることがあります。また、送迎サービスについては、実施していない施設もありますので、詳細は各施設へ直接お問い合わせください。

| 利用時間       | 障害者（児） | 重症心身障害者（児） |
|------------|--------|------------|
| 4時間未満      | 200円   | 500円       |
| 4時間以上8時間未満 | 400円   | 1,000円     |
| 8時間以上      | 600円   | 1,500円     |
| 送迎（片道）     | 54円    | 54円        |

### 負担軽減制度

サービスを利用する際にかかる負担については、自立支援給付制度と同じく、利用者の市民税課税額に応じて次の表のとおり月額負担上限額が設けられます。1か月に上限額以上のサービスをご利用いただいたとしても、上限額以上の金額をご負担いただく必要はありません。なお、この月額負担上限額は、日中一時支援事業の利用料のみが対象となります。

| 上限区分     | 月額負担上限額 |
|----------|---------|
| 生活保護世帯   | 0円      |
| 市民税非課税世帯 |         |
| 一般世帯     | 9,300円  |

（裏面へ）

## 利用できる施設

日中一時支援事業は、府中市に事業所登録をした次の施設でのみご利用いただけます。

### 日中一時支援事業登録事業所（令和3年12月現在）

| 施設名                             | 所在地                        | 電話番号         | 利用対象者                      |
|---------------------------------|----------------------------|--------------|----------------------------|
| 1 調布福祉園（ 1 ）                    | 調布市西町 290-3                | 042-499-2737 | 知的（児童）                     |
| 2 大沢にじの里                        | 三鷹市大沢 1-6-3                | 042-239-2411 | 知的（成人）                     |
| 3 府中生活実習所                       | 府中市若松町 5-2                 | 042-363-5251 | 身体・知的・重心(15歳以上)            |
| 4 啓光学園                          | 多摩市和田 1717                 | 042-375-7303 | 身体・知的・重心（成人・児童）            |
| 5 みずき（ 1 ）                      | 府中市朝日町 3-17-5              | 042-352-0081 | 身体・重心（成人・児童）               |
| 6 島田療育センター（ 2 ）                 | 多摩市中沢 1-31-1               | 042-374-2071 | 重心（成人・児童）                  |
| 7 ハミング                          | 調布市小島町 1-22-7              | 042-498-0815 | 知的（成人・児童）                  |
| 8 友愛学園                          | 青梅市成木 2-107                | 0428-74-5453 | 知的（成人・児童）                  |
| 9 銀河ケアサービス                      | 調布市小島町 1-21-6              | 042-426-4618 | 知的（成人・児童）                  |
| 10 ケアこげら                        | 西東京市新町 1-14-10             | 03-5314-2747 | 知的（成人・児童）                  |
| 11 ｽﾎｰﾄｽﾃｰｼﾞｮﾝにｺﾝﾁ              | 調布市下石原 2 - 4 2 - 8         | 042-499-5660 | 身体・知的・精神（成人・児童）            |
| 12 あげぼのショートステイ                  | 府中市寿町 3-9-11 2F            | 042-319-8917 | 身体・知的・重心(15歳以上)            |
| 13 大樹館                          | 埼玉県入間市高倉 4-15-5            | 04-2966-1941 | 身体・知的・精神（成人・児童）            |
| 14 こどもソテリア東京四谷<br>（短期入所）さんさんハウス | 新宿区四谷 1-10-5               | 03-5879-4970 | 身体（児童）、知的・精神・重心<br>（成人・児童） |
| 15 柚処                           | 国分寺市西恋ヶ窪 3-27-7<br>102・202 | 042-359-4345 | 知的（成人・児童）                  |

1 調布福祉園とみずきは、この制度を利用した児童の放課後預かりを実施しています。また、調布福祉園は府中けやきの森学園の在校生（小学4年生～中学3年生）が対象です。詳しくは当該施設までお問い合わせください。

2 島田療育センターは、現在休止中です。

## その他の日帰り短期入所事業

府中市日中一時支援事業とは別に、日帰り短期入所を実施している施設もあります。

この事業の利用にあたっては、日中一時支援事業の支給決定を受ける必要はありませんが、利用前に各施設への登録が必要となります。詳細については、下記問合せ先または各施設までお問い合わせください。

・府中市立心身障害者福祉センター（緊急一時入所事業）

府中市南町 5-38      042-360-1312

・調布市知的障害者援護施設なごみ（なごみショートステイ事業）

調布市西町 290-4      042-481-7371

### 【問合せ先】

府中市福祉保健部障害者福祉課

TEL：042-335-4962

FAX：042-368-6126

（2021.12）